

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.002

処 分 名	下水道事業受益者負担金の徴収猶予				
処 分 の 概 要	土地の状況や受益者が災害や不慮の事故などにより、受益者負担金を納付することが困難である場合、納付期限を延長することができる徴収猶予制度。				
根拠条例等・条項	春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例(平成17年条例第157号)第8条 春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成17年規則第68号）第11条第1項～第4項				
審 査 基 準	下水道事業受益者負担金徴収猶予基準				
	該当条項	徴収猶予の対象となる受益者	猶予期間	猶予額	摘要
	条例第8条第1号	1 田、畑、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。）に係る受益者	宅地として使用し、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間で5年以内	全額	
		2 係争地に係る受益者	受益者の決定（判定）するまでの期間	全額	
		3 市税（市民税、固定資産税）の減免を受けている受益者	当該減免理由の存続期間	全額	
		4 市長がその状況により特に徴収猶予が必要であると認められる受益者	市長が特に認めたものにあつては2年以内の期間、市長が特段の事情があると特に認めたものにあつては更に必要とする期間	市長が認める額	
条例第8条第2号	5 災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	被害の程度に応じて市長が認める期間で2年以内	市長が認める額	公的機関の発行するり災証明書又は盗難届出証明書等を添付すること。	
標準処理期間	30日（休日は含まない）				

設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	徴収猶予の理由が発生した日から 14 日以内。ただし、新たに下水道事業受益者負担金が賦課される区域の受益者は、その年の 6 月 30 日まで
申請方法	庄和総合支所 2 階下水道課
備考	ホームページへのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/gesuidou/futankin.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	<p>■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例</p> <p>第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが、徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することが、やむを得ないとみとめられるとき。</p> <p>■春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則 徴収猶予基準（別表第 1）</p>